

令和6年度 第2回
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2024年（令和6年）10月22日（火）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 00 分 開会

第 2 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

○古澤参事 皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきたいと思います。

本日は、ご多用のところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会進行を務めさせていただきます環境総務課の古澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事にお移りいただく前に、本日の委員の皆様の出席状況につきましてご報告をさせていただきます。本審議会の委員数につきましては、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づきまして、19 人で組織をしてございます。また、その規則によりまして、本審議会の開催要件は、過半数の委員の出席が必要となっております。本日は 12 人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、審議会の開催要件を満たしておりますことをここでご報告いたします。

また、事前に欠席のご連絡をいただいております阿部委員、河端委員、小林委員、新倉委員、山崎委員におかれましては、委任状が事前に提出をされております。ご本人にかわって会長が議決権を行使する形になりますので、ご承知おきをいただければと思います。

また、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでしたので、あわせてご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日お机の上に置かせていただいております資料が何種類かございます。クリップ止めの資料で、次第、委員名簿、本日の座席表、資料 4「資源化率について」というカラー刷りの資料、クリップ止め資料以外で、「リユース品回収イベントを行います!」というもの、第 27 回ふじさわ環境フェアについてのカラー刷りのチラシ、以上が本日お机の上に置かせていただいた資料でございます。それと、事前に郵送でお送りしております資料といたしまして、資料 1「生活保護世帯し尿くみ取り業務に係る支援制度の見直しについて」、資料 2「プラスチックごみの削減と安定的な処理体制の構築について」、資料 3「資源物の全品目戸別収集化について」、資料 4 につきましては、本日カラー刷りのものをお机の上に置かせていただいておりますので、そちらをご参照いただければと思います。以上となりますが、資料の過不足等ございますでしょうか。皆様おそろいでしょうか。

(1) 議題

生活保護世帯し尿くみ取りに係る支援制度の見直しについて

○古澤参事 それでは、早速ではございますが、議題に移りたいと思います。

規則によりまして、審議会の議長につきましては会長が当たることになっておりますので、これからの進行につきましては、横田会長にお願いしたいと存じます。横田会長、よろしく願いいたします。

○横田会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題の１番ですが、「生活保護世帯し尿くみ取りに係る支援制度の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○市川主任 環境総務課の市川です。私から議題１の資料１「生活保護世帯し尿くみ取り業務に係る支援制度の見直しについて」、説明させていただきます。

藤沢市では、生活保護受給者に対して、し尿くみ取りに係る手数料を支援する制度を設けています。しかし、生活保護受給者に支給する生活扶助には、し尿くみ取り費用等に該当する費用が含まれております。このような状況を踏まえて、生活保護受給者に対する手数料の支援について見直しを検討しています。

１「生活保護世帯し尿くみ取りに係る手数料の支援制度」についてです。

し尿くみ取りに係る支援制度は、生活保護受給者が生活援護課より環境総務課へ必要書類を提出し、内容を確認後、環境総務課で支援の決定を行います。申請数は下水道の普及等の影響により年々減少傾向になっています。実績としましては、令和３年度では支援申請数が 69 世帯、金額として総額で 28 万 1,930 円、令和４年度では 67 世帯、28 万 2,865 円、令和５年度では 63 世帯、26 万 3,340 円となっております。

２「支援制度廃止に向けた検討」についてです。

（１）「生活保護の生活扶助について」。

生活保護制度における生活扶助とは、食費などの個人的費用（第１類費）及び光熱水費等の共通費用（第２類費）を合算した日常生活に必要な費用とされています。また、生活扶助については、厚生労働省の生活保護基準部会において、全国消費実態調査の消費支出データをもとに、５年に１回見直しを行っております。全国消費実態調査の消費支出データの各項目のうち、くみ取り料、浄化槽清掃料を例示する「他の清掃料」などが生活扶助相当として分類されています。

このことから、生活扶助の中にはし尿くみ取り費用も含まれており、生活保護においては、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきであることとしていることから、本来であれば生活扶助の中から支払われるべきであると考えられます。

（２）「下水道使用料減免制度の見直し状況について」。

下水道総務課では、平成 31 年度より生活保護受給世帯に対して下水道使用料の減免制度を廃止しています。減免廃止理由としては、生活扶助の光熱水費等に含まれていると判断されることから、生活保護費から賄われるべきであることとしています。

また、上水道に関しては、平成 27 年度に同様の理由で神奈川県営水道が減免制度を廃止しました。

(3)「神奈川県内の減免等の状況について」。

令和 5 年度神奈川県都市清掃行政協議会、清掃事業研究会において、減免制度等の状況について調査を行った結果、減免等を実施しているのが、藤沢市を含めて 11 市、実施していないのが 8 市でした。実施している 11 市のうち、4 市が減免等の廃止検討を実施しています。減免等の廃止をしている理由としては、生活扶助費として支給されているためでした。

3「支援制度を廃止した場合の生活保護世帯が負担する費用負担について」です。

生活保護受給者に対するし尿くみ取り業務に係る支援制度が廃止された場合、令和 5 年度におけるし尿くみ取りに関しては、1 人当たり年額 4,000 円程度の費用負担が発生します。このことから、下水道使用料の場合については、基本料金年額で 1 万 758 円と比較して費用負担は少ないため、生活保護受給者の生活への影響は少ないと考えられますが、支援制度を廃止する場合、生活援護課と調整した上で、十分な周知期間を設けようと思っております。

4「今後の取組計画（案）について」です。

生活保護世帯し尿くみ取り業務については、生活保護費から賄われるべきであると考えられます。今後については、生活援護課などと調整を実施した上で、支援制度の見直しを行っていきたいと考えております。

予定としては、令和 6 年度に生活援護課、実際にくみ取りを行っている藤沢市興業公社との調整、関係機関と調整した後に、令和 7 年度から 8 年度にかけて、支援制度受給世帯への周知と、生活保護世帯し尿くみ取り業務に係る支援制度の廃止を行っていきたいと考えております。

説明は以上になります。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問などがありますでしょうか。

し尿くみ取りをされている世帯の方々は、下水道の処理区域の中に入っているにもかかわらず、本管が入っているにもかかわらず、自分の家のトイレから本管まではたしか自己負担だったかと思うのですが、その自己負担をすることができないために、し尿くみ取りをやっているというご家庭もあるのでしょうか。

○市川主任 生活保護世帯の方については、実際やはり賃貸の方が多いので、生活保護世帯の方がやられるというよりも、賃貸者、オーナーの方がやられることが多いのかなと思います。令和 5 年度末時点で、下水道総務課で把握している 395 基あるし尿の基数のうち、下水道が来ているのにつないでいないくみ取り槽は 153 基ほどあるというお話をお伺いはしているのですが、それが実際、生活保護世帯の方に該当しているかどうかまでは把握できておりません。

○横田会長 153 世帯は下水道が入っている地域だということですか。

- 市川主任 そのとおりです。
- 横田会長 けれども、これは私が想像したんですが、接続の費用負担があるので、くみ取りでやっていたいているという状況なんでしょうか。
- 市川主任 持ち家で生活保護を受けられている方については、実際つなげるのはご本人の費用負担になるので、もしかしたらそういう可能性のある方はいらっしゃるのかなとは思いますが、基本的に生活保護の方は、賃貸でお家を借りられている方が多いので、実際につなぐところはオーナーの方のご判断になるのかなと思います。
- 横田会長 そういう方はし尿くみ取りのほうがベターだということでやっているわけですね。わかりました。
- 手塚委員 2ページに「1人あたり年額4,000円程度の費用負担が発生します」とありますけれども、合計何人ですか。
- 市川主任 現状としては86人になります。
- 手塚委員 「1人あたり年額」というのは、実績表の「支援申請数」は「〇〇世帯」と書いてあるのですが、世帯数ではなくて、世帯の構成人員1人当たり4,000円ふえるという意味ですか。
- 市川主任 し尿汲み取り料金の考え方として人頭制という形をとってしまして、料金としてお1人世帯だと300円、2人世帯だと500円なので、2人にふえたからといって、必ずしも8,000円というわけではないのですが、今回お出しさせていただいた資料の中で金額と支援世帯数を計算させていただくと、お1人当たり4,000円程度の費用負担になるかなと。
- 手塚委員 4,000円という金額が出た根拠がわからないから教えてください。
- 市川主任 お1人当たりの料金というのが、1回の引き取り料が300円、税込みで330円になるのですが、それを1年間の12で掛けると、約4,000円程度になるかなというところで試算させていただいております。
- 手塚委員 よくわからないんですけど、1世帯のくみ取り料が年間幾らですか。この表の令和5年度の63世帯で、現在26万3,340円かかっているわけですね。
- 市川主任 はい。
- 手塚委員 それが、これからどうなるわけですか。6年度は4,000円ふえるんですか。結論がわからない。6年度だから、今年度のことを言っているわけですか。今後負担をふやすわけですね。というか、助成金を減らすわけですね。
- 寒河江主幹 今ご説明させていただいたのは、1人当たりおよそ4,000円し尿くみ取りにかかっている。これを藤沢市で支援しているといったような制度でございます。この表の令和5年度の26万3,340円という金額については、それぞれの世帯が負担しているという金額ではなくて、藤沢市

が支援している金額ということになります。ですから、これを単純に 63 世帯で割ると、1 世帯当たりおおよそ 4,000 円ぐらいで、今後これは生活保護世帯の負担がふえていくというご説明となります。

○手塚委員 わかりました。26 万 3,000 円を 63 世帯で割ったということだから、1 人当たりではなくて世帯ですね。

○寒河江主幹 そうですね。表のところが「世帯」で、ご説明が「人」ということで、単位が違っていたところがありましたが、今ご指摘のとおり、「人」を「世帯」というふうに捉えていただければと思います。

○手塚委員 だから 1 軒ごとだね。

○寒河江主幹 はい。

○手塚委員 わかりました。では、市民に説明するときには、「1 人あたり」というのではなくて、「1 世帯あたり」あるいは「1 家族あたり」あるいは「1 つの家あたり」とか、そういうふうに書いてもらわないと、5 人いると、今までよりも何かすごくふえちゃうような感じがするから、誤解を招くのではないか。

○寒河江主幹 そうですね。3「支援制度を廃止した場合の生活保護世帯が負担する費用負担について」の中の「1 人あたり」というところを「1 世帯」に修正をさせていただければと思います。

○横田会長 そのほうがわかりやすいと思います。よろしいでしょうか。

○手塚委員 わかりました。

○野中委員 生活援護課と引き続き調整をするという話ですけれども、実際この支援を打ち切るということは、目的に対して適正に使われているか、重複がないかというところで、見直しは非常に重要だと思う一方で、今いろいろ物価が上がっている中で、純然と 4,000 円、1 世帯当たり支援金が減ってしまうという形になるのは、生活保護を受ける方に対してどう説明するのかというところは非常に重要なのかなと思います。ここの委員会だけで決められる話ではないと思いますし、目的が重複していないかというところの検討という意味では非常に有意義だと思うのですけれども、生活保護を受けられる方が、受給される金額がただただ減るという形にはならないように、ぜひ丁寧に検討していただければと思います。

○寒河江主幹 こちらに書かせていただいているとおり、生活援護課と十分に調整した上で、また実際にこの支援制度の見直しということであれば、十分な周知期間をとった上で丁寧に進めさせていただきたいと思います。

○橋詰副会長 幾つかお尋ねしますが、言葉が減・免と言っていますね。免というのは、多分ただにするという意味かと思うのですが、これは減・免両方あるという意味なのかというのが 1 点です。例えば半額補助とかいう人もいるかもしれないし、丸々補助という人もいるかもしれない。その辺

がよくわかりません。

それから、「くみ取り料、浄化槽清掃料を例示する『他の清掃料』など」というふうに書いていますので、今これはし尿くみ取りの話をされているわけですが、そうすると、同じような話として、浄化槽の清掃のほうにもいずれはね返るということなのではないでしょうか。あれは多分、民民の話になっているので、料金体系とかお金の払い方がどうなっているかわかりませんが、その辺の扱いはどうなるかというのが2点目。

それから3点目は、「消費支出データを基に、5年に1回見直し」となっているのですが、直近の見直しがいつなのかということです。つまり、このところ、数年、物価が非常に上がっているのですが、それを反映する前なのか、反映された後の状況に基づいたデータをもとにするのか、この辺がわかりません。それはきっとわかることだと思うんです。

要は、先ほど手塚委員もおっしゃいましたが、恐らく減免しないとすると、やはりダブルカウントになっているのはおかしいというのは皆さん間違いないことだと思うんですよ。と言いながら、何となく気持ちが悪いのは、おっしゃったように、物価が値上がりする中で、4,000円なりふえるというのは心情的に忍びがたいという感覚は皆さんお持ちだと思うんですよ。だからこそ、市のほうも、この先、「生活保護課などと調整を実施した上で」とされているのだと思います。

そうなりますと、私としてはぜひお願いしたいと思うのは、要は、物価が値上がりしている中で、物価水準等とあわせてどのくらいの支出がなされているかというあたりの実態を把握し切れているかどうかということを皆さん気にされているのだと思います。その辺は当然、減量審の話ではなくて、生活保護なり福祉の話になるわけなので、減量審ではそういう懸念もあるよということがあったということを、ぜひ担当課のほうにお伝えいただいて、お考えになっていらっしゃるよう調整をしながら進めるというふうにされたらどうかと思います。

以上、意見と質問を幾つかさせていただきました。

○横田会長 事務局から何かコメントがございましたらお願いします。

○市川主任 1点目のご質問で、し尿の減・免についてですが、現状させていただいているのは、免除のみになります。なので、対象になっている方は、皆様全額免除でやらせていただいております。

2つ目の浄化槽の清掃料金に関してですが、今回に該当するような減免という制度自体は、浄化槽清掃に関しては行っておらず、生活保護の方とか関係なく助成金という形をとっている。定められている料金に対して、一律でくみ取り量に応じて助成という形で支援しているものです。

今こちらで把握しているところだと、生活保護費の基準のお話ですが、平成30年、令和元年、令和2年と、生活保護費の段階的な引き下げがあったことは伺っております。それ以降については、加算等の多少の見直しはあるものの、生活保護費としての引き下げとかは現状出ていないという話はこちらとして把握している状況になります。

- 橋詰副会長 すみませんが、見直しのところの何年ごろというのがよく聞こえなかったので、もう一遍言っていただけますでしょうか。マイクが入っていなかったかと思います。
- 市川主任 ごめんなさい。段階的な引き下げが平成30年、令和元年、令和2年と、3段階に分けて生活保護費の引き下げがあったということをお伺いはしています。それ以降、直近でそういう引き下げとか、段階的な引き下げがあるというお話は、現状お伺いはしていない状況です。
- 横田会長 それでは、ほかにございますか。——ないようでしたらば、この件につきまして、議題1「生活保護世帯くみ取りし尿に係る支援制度の見直しについて」、今、副会長さんからサジェスションがありましたが、橋詰先生のご意見も踏まえた形で、庁内に説明をしていただくということでご承認していただいてもよろしいでしょうか。——ありがとうございます。
- それでは、この議題は承認されました。

ア プラスチックごみの削減と安定的な処理体制の構築について

- 横田会長 次に、報告のアに入ります。「プラスチックごみの削減と安定的な処理体制の構築について」、事務局から説明をお願いいたします。
- 高橋主幹 環境事業センターの高橋と申します。「プラスチックごみの削減と安定的な処理体制の構築」という3枚ホチキス止めのものをごらんいただければと思います。
- 「プラスチックごみの削減と安定的な処理体制の構築」ですが、1枚目の下をごらんいただければと思います。

これまでプラごみの削減の取り組みといたしまして、本市の豊かな自然環境を守るため、プラスチックごみの削減や海洋プラスチックごみ対策などを推進してまいりました。今後もプラスチックごみ対策を加速化させるため、プラスチックの3Rを進め、再生プラスチックを使うなどの資源循環を図ります。また、分別排出されたプラスチックについては、新たなプラ新法に対応した安定的な処理体制を構築してまいります。

ポイントの2つ目といたしまして、「カーボンニュートラルの達成」ということですが、マイバッグを忘れたときに、レジ袋の代替として指定収集袋をご利用いただき、環境に配慮した生活を促進し、藤沢らしさを育てることを目指しております。

今回この2つのポイントについてご報告をするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面で、ページで言いますと、3ページになります。「プラ新法への対応」ということです。

下の4ページをごらんいただければと思います。

まず初めに、これまでのプラスチックごみに対する国の動向と本市の取り組みを時系列にまとめたものです。左側が年度、真ん中が国の動向、右側が本市の取り組みになっております。

容器包装リサイクル法が平成 12 年に完全施行されましたが、本市では、その施行以前にペットボトルの分別収集を実施し、プラスチック製容器包装についても平成 14 年度から分別・資源化を実施しております。また、平成 24 年度からは、容器包装リサイクル法が適用されない製品プラスチックについても、商品プラスチックという名称で本市独自の分別・資源化を実施してまいりました。

近年、プラスチックにつきましては、その利便性から生活に欠かせないものである一方、海洋汚染を初め環境問題が課題となっております。そのためプラスチック削減として、国は令和元年 5 月にプラスチック資源循環戦略を策定し、6 つのマイルストーンを示しました。本市もその 1 つである指定収集袋のようなワンウェイプラスチックについては、植物由来のバイオマスプラスチックを配合し、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでおります。

さらに、令和 4 年には、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック使用製品の廃棄の処理まで、プラスチックのライフサイクルにかかわるあらゆる主体における「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、いわゆる「プラ新法」が施行されました。そのため、この法律への対応を図っていく予定です。

次の 5 ページをごらんください。

これまでプラスチックにかかわる法律として、左側のプラスチック製容器包装にかかわる、いわゆるプラ容器のみが、容器包装リサイクル法に基づき再資源化がされてまいりました。内容といたしましては、消費者が分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を実施する役割分担となっております。再商品化について、事業者みずから実施することは困難であるため、国が定めた指定法人ルートへ委託をしております。本市においても、事業者負担分は指定法人ルートへ、1 % の市町村負担分については独自ルートにより再商品化を実施しております。

しかし、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物となる本市の収集品目の商品プラスチックについては、これまで法律の対象外でした。同じプラスチックという素材にもかかわらず、多くの自治体では、プラスチック製容器包装は資源物として収集され、商品プラスチックは不燃ごみ等として収集・焼却などがされていた状況でございます。

そのため、新たに制定されたプラ新法では、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化できる仕組みが設けられました。このプラ新法では、新たな再商品化するルートとして、プラ新法の 33 条で、自治体または再商品化事業者と協働して再商品化計画を作成し、国の認定を受けると、3 年間は計画に基づいて再商品化ができるようになりました。

下の 6 ページをごらんください。

現在、本市のプラスチックごみの処理については、プラスチック製容器包装は、収集後に市内 3 カ所の中間処理施設で異物が取り除かれ、収集量の約 8 割以上は指定法人ルートへ、その他、市町

村負担分は独自ルートで処理しております。

課題といたしましては、指定法人ルートへ引き渡す品質基準が厳しく、その基準に満たないものは異物として焼却処理せざるを得ず、取り除き作業にも時間を要するため、成果品の生産や中間処理施設のプラスチック受け入れヤードが逼迫する要因ともなっておりました。また、独自ルートの処理費用については全て自治体負担となっております。

次に、商品プラスチックについては、市内の中間処理施設で異物を取り除き、全量独自ルートで再商品化を実施しております。しかし、再生プラスチックは、市況の影響によって取引状況や価格の動きが激しく、安定的な処理に課題があることや、商品プラスチック処理の全ての費用が自治体負担となっている状況でした。

裏面、7ページをごらんください。

これらの課題解決を含めまして、プラ新法への対応を図るものでございます。内容といたしましては、プラスチック製容器包装の一部と商品プラスチックの全量について、プラ新法第33条の認定となる自治体または再商品化事業者と協働して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、3年間の認定再商品化計画に基づいて、再商品化事業者と連携して再商品化を行うものです。この33条認定につきまして、現在、本市では国に申請中でございます。

この認定を受けますと、指定法人による受入品質基準の適用はなく、再商品化事業者との協議で決定した独自の品質基準で引き渡すことが可能となるため、これまで発生した残渣も再商品化できます。また、再商品化に要する経費に対して、プラスチック製容器包装については、市町村負担分の1%を除き、容器包装リサイクル協会の負担となり、商品プラスチックについては特別交付税の対象となるものでございます。

下の8ページをごらんください。

現在この申請で認定を受けるのが、全国で16番目となります。神奈川県では2番目になります。1番目は横須賀市となっております。本市が認定されますと、神奈川県内で2番目に受けることになりますので、現在目指している状況というのがポイントの1つになります。

ポイントの2つ目、次の9ページをごらんください。

カーボンニュートラルの達成の取り組みといたしまして、「指定収集袋をレジ袋の代替えにし、プラごみ削減を図る」というものでございます。

下の10ページをごらんください。

「指定収集袋をレジ袋の代替えにし、プラごみ削減を図る」という取り組みにつきましては、プラスチック製のレジ袋が有料化され、マイバッグを持ち歩く方も多くいらっしゃいますが、マイバッグを忘れたときなどに購入するレジ袋について、指定収集袋をかわりに購入することで、プラごみ削減を図るものです。

現在、本市では、令和4年12月から市役所本庁舎の1階にございますローソン藤沢市役所店を初め、市内のダイエー2店舗、計3店舗で実施しております。近隣他市では、鎌倉市が実証実験中であり、茅ヶ崎市では213店舗中29店舗で販売されております。大和市、海老名市、逗子市も有料化の指定収集袋を使っていますが、こちらではバラ売りの実施はされていない状況でございます。

最後、裏面の11ページをごらんください。

指定収集袋をレジ袋として活用を図るためには、現在のごみ袋としてのさまざまな周知が記載されている、いかにもごみ袋というデザインのものから、デザイン性を持たせていこうということで現在変更しております。新しくデザイン変更されたものは11月ぐらいから生産が始まり、市場には、早ければ12月ごろから店舗等に販売される予定です。

また、販売店で袋の価格を読み取るJANコード、バーコードとも申し上げます。これは、これまで販売されるごみ袋の外装袋にだけございましたが、このJANコードを1枚ごとに印刷することで、販売店がレジ等でそういうものをご用意いただくなくても、直接打ち込みができます。こういうものを印刷することによって販売店の拡大を図る予定です。

なお、指定収集袋をレジ袋の代替えにし、プラごみの削減を図るために要する新たな経費はなく、逆に令和7年度の広告料収入としては年間100万円を見込んでいるところでございます。

説明は以上となります。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問などがありますか。

○橋詰副会長 3点お伺いします。

7番目のスライドについてですが、「プラスチック製容器包装②」という部分と、「商品プラスチック」、要は、資源組合ルートの部分ですね。資源組合が行う2つのルートでやる商品化の内容というのは同じでしょうか。同じ方法で資源化するのかということが1点です。

そして、「解決！」と書いてある四角の上の「メリット①：残渣は燃やさない！」という意味ですが、でも残渣は出ますよね。その残渣は燃やさずにどうするのかというのが2点目です。要は、そこも含めて資源組合分の再資源化というか、流れがどうなるかというのが質問です。

それから、今のところで、容リ協会ルート分ですが、「現在申請中！！」と書いていますが、いつからこれをやろうとしているか。この3点教えてください。

○高橋主幹 まず、資源組合さんの中間処理、これ自体は大きくは変わりません。ただ、「解決！」の「メリット①：残渣は燃やさない！」でございますが、これまで容器包装リサイクル協会の指定法人ルートに品物を出していたのですけれども、この基準が非常に厳しい。例えばチューブ類に中身が少し残っているものはだめだとか、汚れがひどいものは取り除かなければいけないということで、中間処理施設で皆さんが手作業で取り除いていただいていたわけです。これが33条のルートになりますと、その出し先の再商品化の認定事業者さんとの取り決めで、例えばこの程度のものであれ

ば、リサイクルができますから引き受けられますということであれば、これまで取り除いて焼却していたものも含めて、全て再商品化という形でお流しすることができます。そういった意味では、中間処理の手間も一部省けますし、これまで燃やさざるを得なかったものも資源化できることになっております。

残渣は、そういう形で燃やさずに、認定事業者さんのほうに引き渡すことができるようになります。

3点目、いつからこれを行うかということです。恐らく近々認定の可否が出ると思いますので、認定されれば、来年の4月からこちらのほうにお流しする予定になっています。

○橋詰副会長 ほかの方々のためにもという意味でお伺いします。資源組合ルートでの再商品化の具体的な方法というのはどういうものにするか。結局、残渣が出ないというか、こういうものまでならば再商品化しますよということを調整して決めるという話ですね。その結果、どんなものを再商品化しているかをお聞きしたいのです。あわせて、それが今の容器包装だけの場合と、商品プラを入れた場合で変わるのかどうなのか。その方法を変えるのかどうなのかということです。

○高橋主幹 どこまでが再商品化できるかという細かなところは、これから認定事業者さんと詰めていくところにはなるのですけれども、基本的にはサーマルの部分とマテリアルの部分、要するに、プラスチックの再資源化の原料となる部分もございますし、例えば汚れがひどくて今まで異物とされていたようなものは、サーマル、ケミカルとして利用するということで、2つのルートで流れる予定になっております。

○金田委員 資源組合の金田でございます。

補足だけさせていただきますと、指定法人ルートというのは、基本的に入札で決まるわけございまして、入札で決まった業者が、マテリアルの原料にするのか、それともケミカルとかサーマルリサイクルの燃料にするのかというところで変わります。ただ、基準はやはりマテリアル・リサイクルするという基準で、品質基準が厳しいのですね。

私どもの資源組合ですが、基本的にマテリアルのほうにも出しますし、あと、汚れがひどいものという分類がなかなか難しいのです。市民の方によっては、ちゃんときれいに中身を洗って出してくれる方もいらっしゃるけれど、すごく失礼な言い方をしますが、生ごみなど食品が残ったままプラスチックとして出される方もいるのです。

私どもは、それを異物と言うのですが、そういった異物が入ってしまうと、指定法人ルートでは検査がありますので、検査で品質にDランクをもらってしまうのです。基本的に藤沢市はAランクですけれども、この間、指定法人ルートでDランクをもらいました。なぜかという、注射器です。プラスチックの中に注射器が1本だけ入っていたのです。もちろん針はないです。ただ、注射器1本入っているだけで品質がDランクになってしまうのです。

そういった部分で、藤沢市の市民が今 45 万人弱、18 万世帯弱いると、すごく失礼なことを言いますけれども、ルールを守らない方もいらっしゃいますので、どんなに中間処理していて、機械と人の目でも確認をやったとしても、やはり見逃しが絶対あるのです。そうすると、品質基準が悪くなって、指定法人ルートから徐々に嚴重注意を食らって、一つ間違えると、指定法人ルートに出せなくなってしまうのです。

だから、本当はもっと厳しくしてもらいたいのですけれども、市民の方の品質基準は変えてもらいたくないので、今のままで出していただくとなりましたら、そういった残渣物、異物が入ったもの、やはりリサイクルしなければいけないということです。私どもの組合ですが、マテリアルもそうですけれども、今、製造している燃料化プラントがそういうつくりなんです。異物とか、汚れたものも、燃料プラントに出すことができます。そうすると、品質基準が多少緩やかになる。出しやすくなるということです。今、藤沢市も人口が毎年 2,000 人弱ふえているのですか。年々プラスチックもどんどんふえているものですから、その分、対応しなければいけないということで、33 条認定施設を目指しているところでございます。

あと、商品プラスチックにつきましても、基本的にマテリアル・リサイクルで出します。プラスチック樹脂メーカーさんとも話し合いをして、品質基準がかなりいいということで、現状、今少しずつ出しておりますので、この部分も問題なく稼働できると思います。

やはり費用コストがかかるというところがありますので、できれば 33 条認定を取って、国のほうからお金をいただきながら、市民の方の負担を軽減できるという形でやらせていただきたいと思いますので、補足説明させていただきました。

あと、私から 1 点なんです、最後のページに「全国で『16 番目』、神奈川県で『2 番目』の 33 条認定を目指します！」とあり、今、神奈川県で 33 条認定を取っているのは横須賀市が 1 番目だとなっているんですけれども、実質上は、たしか横須賀はもう認定を取り消しているんですね。施設の部分で認定できなかったのですよ。私どもの施設は、最新のカーボンニュートラル施設でやりますので、認定を継続できると思います。ですから、もし 33 条認定を取ることができましたら、神奈川県で 2 番目だけれども、実質、神奈川県で稼働しているところは 1 つの施設しかないという感じでアピールしていただければ、市民の皆さんにも非常によろしいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

○横田会長 質問ですが、認定は環境省ではなくて、経産省関係の役所からですか。

○高橋主幹 環境省です。

○金田委員 内々では一応オーケーをもらっています。

○横田会長 これは今までのルートと違うルートで、市が全面的に責任を持つような感じになりますので、そうすると、取り組みとして一般家庭に対する指導というか、これをどういうふうにするか

というのはなかなか大変だと思うのですが、少しでも向上できるようなやり方を考えていかなければいけないのかなという気が私はいたしました。その辺で、排出マナーの向上ということで、市としてのいいアイデアは何かございますか。

○村越委員 生活環境連絡協議会の者です。プラスチックの出し方ということで、私どもの環境部長さんたちが直接市民の皆様非常に厳しくお伝えはしているのですが、先ほどおっしゃったように、プラスチックの汚れということで、皆さんがリサイクルプラザに行ったときに、汚れたプラスチックを燃やしているということでした。燃やすのならば、可燃ごみの中に入れてもいいのではないかと。それでも別にしてプラスチックに入れておくほうがよいのか。

非常にきれいにしてくださる方もいらっしゃるのですが、先ほどおっしゃったように、皆さん汚れが落ちないからといってそのまま入れて、集めるときにカラスの餌食になるようなプラスチックもたくさんございます。そういうのを環境部長さんたちがみんなきれいにしているのです。そのところで汚れたものをきれいにするのはきれいにするのですが、きれいにし切れない部分が、皆さん可燃ごみに行くということを言っているのですが、やはりプラスチックの中に入れてたほうがいいのか。きれいに洗ったというのは、残渣がどれくらいかわからないのですが、そのところがわからないのが1点です。

それからもう一つは、プラスチックの回収ですが、容器包装のものか、商品プラスチックのものか、どちらかわからないときがある。商品プラスチックとして置いていった場合に、容器包装のところに出すようにと持って行ってくださらないことがある。どちらかわからない場合もあるので、両方に分けた回収で道筋があるというのは、どういうふうになるのかな。持って行ってくださるのか。商品プラと容器包装のプラとの回収はやはり厳しく分けるのでしょうか。

○高橋主幹 先ほど会長がおっしゃられた排出のマナーと、今の汚れたものの分別の出し方、こういったものが共通したご質問だとは思いますが、まず、確かにプラスチック製容器包装の分別がわかりづらいという点は当初からかなりございました。これまでも私どもも自治会等にも出向いて、あと、小学校にもそういったものを持って行って実際に物を見てもらって、どれがプラスチック製容器包装なのかというところの認識をしていただくという取り組みもずっとやってまいりました。

汚れたものを可燃ごみにしたほうがいいのか、プラスチック製容器包装に出したほうがいいのかというご質問ですが、こちらにつきましては、やはりあくまでもプラスチック製容器包装に出していただきたいと思います。汚れぐあいというところが、市民の方も、例えば納豆を食べた後のパックをどこまで洗えばいいのか。洗ったほうが水の使用量も含めて環境負荷があるんじゃないかというお話もありますので、まずはきちっと使い切る。もしくはきちっと食べていただいて、食べ残しや残ったものが付着していない状況にさせていただくということが最低限だと思っております。その

上で、汚れがひどいものをさっとゆすぐなりしていただいて、プラに出していただければ、そちらは特に残渣としてはねることなくリサイクルができています。その程度で十分だと思いますので、そういったことも機会を捉えて、引き続き市民の方にわかりやすく説明をしていかなきゃいけないなと思っております。

それと、最後に、プラスチック製容器包装と商品プラと一緒に回収することができないのかというご質問だとは思いますが、一緒に回収している自治体もございますが、藤沢市の場合は、先ほども説明させていただいたように、プラスチック製容器包装と商品プラスチックを従前から分けて回収し、しかも、例えば商品プラであれば、それをマテリアル・リサイクルというプラスチックからプラスチックへリサイクルがきちっとできています。

それを一緒に回収してしまうと、施設でまた分別をしなければいけない手間がかかってきますし、手間がかかるイコール余分な経費がそれだけかかってきてしまう。そういったこともございまして、今、市民の方も、プラスチック製容器包装と商品プラスチックについてはある程度きちっと分別なさっていただいている状況もございますので、今後こちらは混合することなく、今のところはこれまでどおり別々の収集をし、リサイクルをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○金田委員 補足ですが、市民の皆さんは、やはり出し方で、どこまで汚れていてもいいのか、どこまできれいにすればいいのかとなられると思うんです。基本的には水洗いをしていただければ問題ないです。リサイクルのプラスチック処理施設は、基本的に破砕をしまして、水を使って洗っているのです。わざわざ洗剤を使って洗浄したりとか、そういうことはしない。水で洗浄してリサイクルに回しています。なぜ水で洗浄するかというと、生ごみが入らないようにするというのが一番です。あと、例えば薬品とか洗剤とか、やはり何かが付着していることがあるじゃないですか。そういった部分があるので、水洗いをするということがございます。

私たちの汚れている考えというのは、水洗いもせずに、生ごみや洗剤を使い切ったまま何もせずに出すというのが、私たちは汚れたままだと感じています。多分そこら辺は市民の方と感覚が少し違うのかなと思いますので、今までどおり出していただければと思っております。

汚れているものを、もし可燃ごみに入れてしまいますと、可燃ごみを減らすというのが課題だと思いますので逆行する。基本的にプラスチックが悪いわけじゃないんですね。今、世の中では、プラスチックが悪いような感じで、あまり使うな、買うなと言われているかもしれませんが、プラスチックは本当に優等生のリサイクル品でございますし、便利なもので、皆さんの生活必需品には欠かせないものだと思います。適正に処分したら、マイクロプラスチック問題とか、焼却のCO₂の排出量とか、そういうものがある程度下がってきます。だから、適正に分別していただくことを、これから役所のほうから市民の皆さんに対して啓発活動をもっと力を入れてやってい

ただきたいなと思っております。

市民の皆さんも、プラスチックがついていけば、プラスチック製容器包装リサイクルに出せるだろうという感じになるんですけれども、実はそうじゃないのがあって、それなりに分別されなければいけないものがあります。人によっては、例えばボールペンとか、そういったものも、容リプラスチックでいいだろうといって出されるんですけれども、ボールペンには、皆さんご存じのとおりインクが入っていますし、例えば鉄くずのバネとか入っていますしという話で、やはりリサイクルに向かないんですね。ですから、純粹にちゃんと分別していただければと思っております。

商品プラと容リプラを別にするということは、先ほど高橋主幹が言われたとおりに、やはりマテリアルのところでも分別しなきゃいけないのがかなりあるんですね。商品プラで出されたとしても、例えば衣装ケースとか出されて、中には足でキャスターがついているものがあります。あの中でネジとかついているものがあるじゃないですか。あれは全部取らなければいけないんです。ですから、もし商品プラと容リプラが一緒になってしまうと、余計、異物が入りやすくなります。そうすると、やはりマテリアルサイドの弊害につながりますので、できれば今までと同じような感じにしていただければと思います。

あとは、市の方に十分に啓発活動をしていただいて、禁忌品がこれだけ入っていますというのをうまくアピールできる場があれば非常にいいなと思っていますので、そちらをよろしく願いいたします。

○横田会長 例えばボールペンの中の芯がまだ入っている場合には、芯を抜けば、後はプラスチックだけで出してよろしいのでしょうか。

○金田委員 そのとおりでございます。要するに、プラスチックというのは、純粹なプラスチックだと思っていただければ助かりますので、そこに至るまでの一部分は、ちょっとご負担かもしれませんが、市民の方に分別をお願いしたいと思っています。

また、技術的・専門的なことを少しお話すると、今ペットボトルキャップのリサイクルがどんどんできなくなっている現状があるんですね。それはなぜかといいますと、今までペットボトルキャップは、品質の基準ではポリプロピレン（PP）と言われるものだったんです。それが今ペットボトルのキャップにポリエチレン（PE）という素材があって、実は今PEとPPの両方になってしまったんです。今までPPだと、単一素材でリサイクルできたんですね。今度はPEが入ってきてしまった。

なぜPEが入ってくるかといいますと、飲食メーカーのボトリングがあるのですが、封入に関しては、今までは熱で消毒して、滅菌処理していたんですね。今、技術が進んで、真空関係のものがあって、滅菌処理しなくなったのです。そうすると、ポリエチレン（PE）でよくなりました。PPとPEでコストが1円変わるんです。

今ペットボトルは日本の中でも何十億本も出ているんですね。1円変わるということは50億円変わる。例えば50億本が出ていたら50億円安くなるわけです。そういったことがあります。ただ、そうはいっても、加熱処理するPPはまだふえているのです。なぜかという、お茶の一部分とかは、滅菌処理しなければいけないメーカーもあります。今それが混在しているので、PPの単一素材だったのが、今度PEが入ってしまうと、やはりこれもリサイクルの弊害なんです。PPとPEは、遠赤外線による比重選別ではなかなか分別ができないんですね。そうすると、買い取りの価値が下がってきてしまうので、コストに見合う分が、今度合わなくなってきちゃうんです。そういったこともございますので、プラスチックはなかなか難しいということですから、できれば皆さん分別して出していただければ非常に助かりますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 大変難しい話ですが、ありがとうございました。

実はきょう欠席されている方からご意見が出ております。河端委員からのご意見ですが、読みますと、「ごみ袋として再利用できるデザインによってはマイバッグの利用促進が可能である。広告収入による価格低減も図れるとよりよい」というご意見でした。こちらに対して事務局のお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○高橋主幹 今のご意見に対してお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたように、指定収集袋にデザイン性を持たせることで、ごみ袋を持ち歩くという感じから、気兼ねなく持ち歩いていただいて、最終的には、ごみを排出するときにほぼ必ずと言っていいほど使っている指定収集袋としてご利用いただくということで、プラスチックごみの削減につなげていきたいと考えております。

この広告料に100万円を見込んでおりますが、こちらの使途につきましては、廃棄物業務の財源とする予定となっております。指定収集袋につきましては、あくまでも手数料ですので、その処理にかかります処理費用の一部をご負担いただくことで、ごみの分別・減量化に効果があるものでございます。

現在その処理費用の約25%をご負担いただく形の価格設定になっております。この金額を低くしますと、やはりごみ量もリバウンドするというような懸念もございますので、指定収集袋の減額については、現在のところ考えておりません。

○手塚委員 今、金田委員から、プラスチックを販売する側のいろいろな工夫が紹介されたんですが、私は隣近所が戸建ての高齢者1人か、2人でも高齢者同士なので、ごみの出し方がわからないと言って、うちに相談に来るぐらいなんです。

結局、実際はいろいろなところとかスーパーで買ったものが入っている容器をそのまま出しているわけですよ。ごみがついていたからこれは洗ったほうがいいと言っても、やはりもう年をとって行動が鈍い方たちは、実際なかなかできないわけですね。だから、その方たちに、水で洗って出す

というようなことを言っても、全体的になかなか難しくなってくるんじゃないか。

これからどんどん高齢者がふえてきて、同居する若い者がいなくなるという時代になってくると、それを一々やれということよりも、むしろ今、金田委員が言ったように、集めた側とか、販売した側が、プールかなんかに全部投げ入れて水で洗うとか、要するに、出すほうの負担が軽減できるような工夫について何か要請するような方法はないのでしょうか。それが質問です。

○高橋主幹 高齢者がふえてきて、分別はできても、そういった細かなところまではなかなか難しいよというお声をいただいているのも確かです。分別をして出していただくということが、まず第一のことかなと思っています。

私どもも、生産者、つくる側にもやはりそういったものをまず考慮して、物をつくっていただくことも大変重要だと思っています。拡大生産者責任とも申し上げますけれども、つくる側、また販売する側の責任において、そういったものも少し考えて物をつくったり、販売することを行っていただきたいと申し入れているところでございます。

今回、国のプラ新法も、まさに生産者側、販売者側のほうに、まずつくるときに、そういったものも考慮した物のつくり方をしなさいという形になってきまして、今、法律が大分、整備されてきております。

本市としても、引き続きこういった拡大生産者責任を国に求めていって、また高齢者が簡単に分別できるような仕組みづくりをするとともに、あとは、身近に我々が出向いて、実際にプラの分別方法とか、どの程度までやっていただければ大丈夫なんだということを丁寧に説明していきたいと考えております。

○金田委員 手塚委員が言われることも非常にごもつともなことで、そのために、ハード面を整えるためにも今回の新しい施設が対応できるということになっております。ですから、そういった部分が仮にふえたとしても対応できるように、ハード面でも藤沢市も今整え出してくれています。そちらのほうはこれからいろいろな部分でまた整えていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

○横田会長 ほかにございましょうか。――ほかにないようでしたら、報告アはこれで終わります。

イ 全品目戸別収集化の試行収集について

○横田会長 続いて、報告イ「全品目戸別収集化の試行収集について」、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋主幹 それでは、引き続き私から説明させていただきます。「資源物の全品目戸別収集化について」ということで、片面印刷の1枚物をごらんください。

本市では、平成19年10月からごみ処理有料化及び可燃ごみ等の戸別収集を実施し、その後、平

成 24 年 4 月に開始した資源品目別戸別収集によって戸別対象品目を拡大して、これまでごみの減量・資源化の促進や適正排出、市民負担の軽減を図ってまいりました。

しかしながら、現在、資源集積所で収集しております「その他資源品目」につきまして、特にコロナ禍の中で生活様式も変化し、段ボールの回収量の増加により、集積所の維持管理の問題や、高齢化の進展による排出負担等が課題となっているため、残る全ての資源品目について戸別収集化を検討しております。

そのため、令和 7 年度に試行収集を実施し、収集体制の状況や課題の把握等を行う予定です。その試行結果を踏まえ、全市での「戸別収集品目化」が図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

1 「資源品目の全品目戸別収集化の計画」です。

(1) 「対象品目」ですが、その他資源品目ということで、段ボール、新聞・折込広告、古布、飲料用紙パック、こちらの 4 品目となります。

(2) 「収集事業者」ですが、まず、ア「藤沢市資源循環協同組合」、こちらでは段ボール、新聞・折込広告、古布、この 3 品目を回収する予定です。

収集方法といたしましては、その他資源の収集日、これまでどおりの日に、トラックまたはパッカー車でこの 3 品目の収集を考えております。

イ「藤沢市興業公社及び直営」、こちらにつきましては、飲料用紙パックをペットボトルの収集日に排出いただき、パッカー車でペットボトルと同時に収集する予定です。

2 「試行収集」です。

(1) 「実施期間」ですが、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までを予定しております。

(2) 「試行内容」ですが、市内の約 1,200 世帯で実施をする予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横田会長 何かご意見、ご質問はありますか。

○手塚委員 1 点ですが、現状、市の車が来て、段ボールとか、いろいろなものを運んでいるのは、1 カ所に集めたところから持っていくので、やっていただける職員の方も比較的いいと思うのですが、問題は、急な階段の上とか、それから、私はマンションではないのでわかりませんが、例えばマンションで戸別収集となると、自分の部屋の前ということになるのか、それともマンションの玄関口になるのか。その辺のところによっては、収集に来る人の苦勞が物すごく違うと思うのです。ですから、戸別収集というのは、場所によって今までの状況とは運び方が少し違うと思うのですが、その辺について何か工夫はございますでしょうか。

○高橋主幹 マンション等の集合住宅における出し方ですが、これについては敷地内に専用集積所を 1 カ所必ず設けていただくことになっておりまして、そちらに排出をいただく形になります。です

ので、これまで大型のマンションですと、その他資源の収集もその場所でやっておりましたので、特段変更はない形になります。逆に、4世帯とか8世帯の小さな集合住宅というのは、戸建てと同じように、道路上の資源集積所まで運んでいましたので、こういった方々は、ご自身の集合住宅の敷地内に集積所が必ず1カ所ありますから、そちらに出していただく。あくまでも扉の前まで取りに行くということではなくて、戸建ても集合住宅も、敷地内の1カ所の道路際に出していただくと、私どもでは戸別収集というふうに考えておりますので、そういう形でその他資源の4品目についても戸別収集をやる予定でございます。

○手塚委員 わかりました。

そして、ちょっと極端な例ですが、戸建ての住宅地で、階段がかなりたくさんあるところの上のほうに5～6軒建っているのは、住民がその前に出でて、収集する人が階段をとことこ上って行って取ってくるという状況になりますか。住民が階段の下まで持ってきておくということになりますか。

○高橋主幹 そこはあくまでもケース・バイ・ケースというか、その方の土地がどこまで道路に隣接しているかということによります。いわゆる旗竿と言われるような地型で、道路際がその旗竿の先端であれば、もちろんそこまでご自身で持ってきていただく必要があります。現在も、その他資源以外の品目は、恐らくそういう形で皆さんお出しいただいていると思います。ただ、中側までが道路ということであれば、逆に我々が中に入っていって、敷地と道路の境界線のところまでは我々が取りに行く必要が出てきますので、そこは土地ごとの状況による形になります。

○手塚委員 わかりました。ありがとうございます。

○村越委員 段ボールのことですが、今、段ボールが非常に多くなっているんですけども、結ばなくて出すとか、違反して出している方も結構いるんですね。戸別収集だと、そういう方に対しての注意というのは出てくるのでしょうか。今までは戸別ではないので、どなたが出したかわからないまま、いっぱいになっているという状態なんです。戸別になると、どなたが出したかわかりますけれども、そういう場合の注意書きみたいなものはあるのでしょうか。

○高橋主幹 おっしゃるとおりで、資源集積所に今は自治会のほうで立ち番もないところがほとんどですから、ある意味、夜間とか前日に出されて、段ボールが縛られていないというケースもございました。今、委員がおっしゃられたように、どなたが出されたかというところがわからず、我々もある意味で労力を使いながら回収をしておりました。

今度、戸別収集になりますから、基本的には出された方がある程度特定できます。戸建てであれば、もちろんその方がお出しになったものという形ですので、呼び鈴等を鳴らして、これ以降、縛って出していただくように促すとか、周知のビラを投函させていただくなど、そういったことをさせていただくことでマナー向上に努めていきたいと考えております。

○佐藤委員 先ほどカーボンニュートラルという話を伺った直後だったので、ちょっと気になっただけなんですけれども、回収時間が多少長くなって、トラックとかパッカー車がアイドリングをしながら回収したりすることで、ガソリン代が少しかかるとか、二酸化炭素の排出量がふえてしまうんじゃないということがどのぐらいあるのか。そういうことを今回こういった試行実験の中でお調べになれるんでしょうかというご質問です。

あとは、こういったトラックとかパッカー車をなるべく電気自動車にしていくという工夫なども、あわせて展望を伺えればと思っております。もちろん電気自動車の電源は太陽光発電とかなんとかであれば好ましいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋主幹 確かに戸別収集になりますと、どうしても車両または人がふえていきますので、その辺はなかなか避けて通れないところではございますが、それでも今回、例えば飲料用紙パックにつきましては、これまでペットボトルを回収していたときと同じ作業で回収するということで、基本的には新たな人員、車両、燃料の必要性はないと考えております。

ただ、段ボールとか新聞とか衣類、こちらにつきましては、資源集積所から戸別になりますので、今、資源集積所だと、およそ 10 台から 11 台で回っていただいておりますが、倍程度にはなるかなというふうには考えております。この辺、実際にどれぐらいの車両数が必要なのかというものも、試行収集の中で確認をしていきたいと思っております。それによって、これまでガソリン使用量がこれぐらいだったけれども、これぐらいの量が必要になるだろうというような見立てはできるかなと考えております。

それと、電気自動車ですが、私どもも今できる限り電気自動車を導入し、カーボンニュートラルの実現に向けて進めていきたいと考えておりますが、普通のトラックはできても、ごみ収集車となりますと、後ろの荷箱にごみを積む回転板と言われたり、圧縮をかける機械、こういったものの負荷がかなりあるということで、自動車メーカーのほうもごみ収集車の開発がなかなかできていない状況です。

ことしから、地元のいすゞ自動車さんと提携を結んで、我々のごみ収集車の稼働とか、回転板がどれぐらい回っているかというデータ送信、そういったものを提供して電気自動車の開発などに役立てていただこうと、今、やり始めたところでございます。私どもも今、電気自動車のトラックは 1 台入っていますが、パッカー車は入っていないので、引き続きメーカーと協力して、ごみ収集車につきましても、電気自動車の導入をできる限り早く進めていきたいと考えております。

また、電気につきましても、現在、環境事業センターでは、もう既に太陽光パネルを設置して、充電設備も整えてありますので、当然、太陽光パネルからできた電気で自動車も走らせていきたいと考えております。

○佐藤委員 いろいろとご尽力ありがとうございます。

○野中委員 先ほどの議題にも関連してなんですが、こういった取り組みについては、ごみを出す側の教育が非常に重要だという話が出ていると思うんですけども、小学校にはよく行かれて、どういうふうに分別するのかというお話をされているということでした。

私自身が大学にいる関係もありまして、大学生になってから藤沢に移り住んでくるとか、卒業して働き始めて、単身で藤沢市内の集合住宅に住んでいるというような人たちに、あまりリーチしていないのではないかと。実際どういうふうに分別するのかとか、「あなたの分別はうまくできてなくて回収にすごく困っているんですよ」という情報が案外届いていないのかなと思っているのです。

高齢者のサポートという意味では非常によいと思うのですが、一方で、分別方法などを正しく理解しないまま、日々の仕事に追われて生活しているような層というのが、あまりリサイクル効率のよくないごみを結構出しているんじゃないかと何となく想像で思っているんです。そういうところへの教育は、どのような手だてをを考えておられるかというのをお聞きしたいです。

○高橋主幹 我々も、保育園とか、小学校とか、低学年や幼児教育の部分から、ごみの分別とか資源化について学んでいただくという機会は、年間を通して一定期間あるのですけれども、おっしゃるとおり、大学生とか企業については、なかなか浸透ができていないところは事実でございます。

ただ、例えば市内の多摩大学さんですと、そういったお声がけをいただいて、我々が大学に出向いて、当然市内にお住まいではない方もいらっしゃるんですけども、藤沢市はこういう取り組みをしていますというようなアピールも含めて、藤沢市のごみの分別について学ぶ機会を設けていただいて、うちのほうで講師を送らせていただいているところでございます。

また、企業についても、例えば市内の藤沢本町に、三菱の社員寮で大きな建物があるのですけれども、そちらからもお声がけをいただいております、新しく藤沢に引っ越されてきて、その寮に住まわれる方が4月当初はかなり多いので、その時期を狙って、我々のほうで出向かせていただいて、藤沢市のごみの出し方について、またリサイクルはこういう形で行っていますということも含めて、ご説明をさせていただいているところでございます。

我々の売り込みが下手なところもあって、それ以外になかなか広まっていけないところも事実なんですけれども、そういったお声がけいただいたところについては、漏れなく我々のほうで行って、説明をしながら、少しずつですけれども、前進させるような取り組みはさせていただいているところでございます。

○横田会長 ほかにございますか。——ないようでしたら、報告イはこれで終了します。

ウ 資源化率の考え方について

○横田会長 続きまして、報告ウ「資源化率の考え方について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地担当 「資源化率の考え方について」、ご説明させていただきます。環境総務課の菊地と申しま

す。よろしくお願いいたします。

こちらですが、まず、第1回の審議会のときに、いつも皆様に一般廃棄物処理基本計画の進行管理ということでご説明をさせていただいている中で、資源化率のご説明が不十分であったということで、分子と分母の数字で見ないと中身がわからないというご指摘をいただきましたので、今回それを踏まえまして、資源化率の考え方について再度ご説明させていただければと思います。

「資料4」と書いてある本日配布させていただきましたカラーの資料をご覧くださいと思います。まず、1ページ目の上のところに「資源化率」と書いてありますが、資源化率の分母が「ごみの総排出量」になっております。そして、直接収集した資源ですとか、石名坂などに持ってきていただいている剪定枝、それから中間処理後の資源を含めたものが分子（「資源＋中間処理後の資源」）になっております。「中間処理後の資源」というのは、破碎したごみの中から鉄やアルミなどを取り出しておりますので、そういったものを中間処理後の資源として数字を入れているものになります。

こちらは一般廃棄物の処理基本計画の中では、目標値を25%としているんですけども、グラフを見ていただきますと、令和3年度、令和4年度、令和5年度と、25.3%、24.6%、24.5%と少しずつ下がっているような状況になっております。

表を見ていただくと、令和5年度のところに「資源」と書いて赤枠で囲ってあるところがあります。これが資源の量になりますが、令和3年度から見ますと、令和5年度はだんだん減っているような状況になっております。

下の青い色の部分が可燃ごみと不燃ごみを合わせたものになるんですが、こちらのごみの量もだんだん減ってきているような状況になっております。このごみ総排出量の中に含まれる資源の量が減少したことで、資源化率が低下しているというような状況になっております。

下の段を見ていただきたいんですが、下の段は「資源の内訳」になっております。先ほど申し上げましたように、資源化率の一般廃棄物処理基本計画の中での目標値を、25%達成とさせていただいているんですけども、先ほどの上のグラフのように、資源もだんだん減ってきておりますし、可燃ごみや不燃ごみも減ってきておりますので、その目標を達成するというのが正直難しいような状況になっております。ただ、資源が減ってしまうというのはよくないことなのかなと言われると、必ずしもそうとは言えないので、そこが今、課題と考えているところです。

ご覧いただいている棒グラフですが、これは直接市が収集している資源になっております。例えば横に書いてありますが、プラスチック製容器包装とか、ペットボトルとか、そういったものの1日1人当たりの資源の排出量をグラフにしているものです。1人当たりの量も、令和2年度は、コロナのときに、皆さんお家にいらっしゃったので、お家で飲んだりするのに缶・瓶がちょっと増えたとか、通販をご利用されているということで、段ボールが一時的に増えたということもあるんで

すけれども、それ以降はだんだん減っているような状況になっております。

中身を見てみますと、主に一番右側の令和5年度で見ていただくと、上から2番目、44.7と書いてあるところがプラスチック製容器包装になるんですが、こちらは令和4年度と比較しますと、約2グラム減っているような状況になっております。

もう一つ、下の赤枠がずれてしまっておりまして、今、令和5年度は、上から「1.0」、「25.4」、「44.8」と書いてあるところを赤枠にしているのですけれども、下から「6.4」、「44.8」、「25.4」、こちらを赤枠にさせていただければと思います。すみませんが、こちらの修正をお願いします。

こちらは紙類になっておりまして、段ボールや雑誌、新聞になるんですが、令和4年度と比較しますと、約6グラム減っているような状況になっております。こちらが減っている要因としましては、例えば容器包装プラスチックですと、容器包装の形状などの工夫によってプラスチックが軽量化されていることや、紙素材の変更が影響しているのではないかと考えております。また、紙類につきましては、デジタル化による出版印刷の減少などが影響しているのではないかと考えております。

次に、裏面をごらんください。上のほうですが、こちらは実際に民間企業の方が取り組んでいる事例の一部になります。ここに紹介させていただいておりますように、素材の変更とか厚みを薄くするなどしてプラスチックごみの削減を図っていただいております。

私事なんですけれども、先日、味の素さんの工場見学に家族で伺う機会があったので、行ってきましたんですが、ちょうどこの取り組みのことをご紹介されておりました。味の素さんではこういった取り組みをすることで、年間約32トンのプラスチックごみの削減を図っているという話をされていまして、各企業さん、プラスチックごみの削減とか、容器包装の形状変更とか、プラから紙類への変更とか、そういったことに取り組んでいただいていると考えております。

そのため、資源として収集しているものの量がちょっと減っているような状況になっているので、この中で目標値25%を達成するためにどのようにしたらいいかというところなんですけれども、それが下の段になっております。

まず1つ目としましては、きょうの審議会の中でも、先ほどから委員の皆様もおっしゃられているように分別なんですけど、まずは分別の徹底を行っていただくというところがございます。藤沢市では可燃ごみの組成分析を行っております。収集してきた可燃ごみの中に資源となるものがどの程度含まれているのかという調査をしている中で、例えばプラスチック製容器包装とか古布などが約10%含まれているという結果になっております。こういった約10%の資源が可燃ごみに含まれているというところから、まず啓発が必要になるのかなというところと、そういったものを可燃ごみの中からきちんと資源に移行できるようにする必要があると考えております。

2つ目としまして、可燃ごみの区分で出していただいている「草・葉」とか、そういったものが

ございます。資源化率を上げるためには、先ほども申し上げましたように、企業努力などでだんだん減っているような状況の中、資源化率をすごく上げるというのは、今のままだと、なかなか難しいので、やはり上げるためには、今、可燃ごみとして出しているものを資源として収集するなど、新たな資源品目の研究が必要になってくると考えております。

簡単にはなってしまうのですが、資源化率の考え方としては以上になります。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありましたらどうぞ。

○金田委員 説明ありがとうございました。

私ども処理をしなければいけない側からしますと、今まで資源化率を上げるために分別を徹底してきた。それが例えばプラスチックだったものを紙として出していただきたいとなってしまうと、ごみの分別の啓発活動に力を入れていただかないと、また異物がかなり混入されるおそれがあるんですね。

先ほどプラの部分はできるだけ対応できるようにはしているのですが、紙につきましては、製紙メーカーとか、そこら辺に納入するということで、あまり異物が入ってしまうと、製紙メーカーからかなりクレームが来てしまいますので、そこら辺で藤沢市さんとして啓発活動に力を入れる部分が今後どのようになっていくか。そういったこれからの具体的な例をいろいろ示していただければ非常に助かりますので、その計画もまた教えていただければと思っています。

今SNSも使われている時代ですので、そういった部分で、SNSとか啓発活動、広告なのかわかりませんが、その部分でどういうお考えかお聞かせいただければと思います。ひとつよろしく願いいたします。

○菊地担当 今おっしゃっていただいたように、分別をしていただくためには、それをしていただく方々への啓発がやはり必要になってくると思いますので、そちらについては所掌している環境事業センターと一緒に、連携しながらやってまいりたいと考えております。

○横田会長 そうなると、資源化率というものを必ずしも1つの目安というふうにしていいのかどうかという問題もありますね。こういう比率が小さくなる方がいいことかもしれませんし。

○金田委員 そのとおりだと思います。実は今、全国で、皆さんがやはり資源化率に困っているんですね。藤沢市は住民がふえてこれですが、ほかの地方自治体さんは人口がさらに減っているんです。その上さらに資源化率はかなり下がっていて、それを上げるために無理にしなければいけないということで、何か目標が変わり出している。そこら辺も、先ほど会長が言われたとおり、数値の部分とか、目標値とか見直しも必要になってくるんじゃないかなと思いますので、今後ご検討していただければと思っています。

○菊地担当 今おっしゃっていただいたように、資源化率のところを目標値にするというのは、前回の一般廃棄物処理基本計画を改定するときにも、橋詰副会長からもご指摘をいただいていた点にな

ります。

今、神奈川県計画等でも、新しく指標が出ていたり、国の第五次循環型社会形成推進基本計画でも、新しく指標が出ていたりしますので、そういったものを踏まえまして、次の計画改定時には、そもそも資源化率という目標が正しいのかというか、いいのかどうかというところの検証も含めまして、見直しをしてまいりたいと考えております。

○橋詰副会長 菊地さんがおっしゃったように、多分これは私が指摘した点だと思うので、答えていただいて大変ありがとうございます。とてもおもしろい結果が出ていまして、大体想像どおりで、資源化率の分母、ごみの総排出量が減ることが好ましいのは間違いなくて、分子も多分減ることが望ましいんですね。資源として出されるものです。

ただし、これもよく申し上げるんですが、ここにカウントされない分があるんです。店頭回収みたいなものがある。結局、全体を把握しようとする、藤沢市というか、市町村単位では資源化率は把握できないんですね。国だと、できる可能性があるんです。全国だと、生産量その他から出せないことはないと思うのです。その辺は、目標値の設定というよりも、指標としてはあり得るんでしょうけれども、目標値をどうするかというところはなかなかつきにくくなっているなという感じです。そうすると、結局、分別精度という話になっていくのかもしれないというふうには思いますが、とてもおもしろい結果が出ていると思います。どこまでできるかわからないんですが、店頭回収みたいなものを、市のほうで少しでも把握できる余地があるかどうかというあたりは、検討事項としてあるかなという気がいたします。

○横田会長 ほかにございましょうか。

ここで欠席者からのご意見が出ておりますので、紹介します。本日ご欠席の河端委員からのものです。「分別に係る資料を充実し、ごみ収集カレンダー等に添付する。また、学校教育等を用いて認識教育を実施し、家庭での分別を促す」というご意見であります。このご意見に対して事務局いかがでしょうか。

○高橋主幹 お答えさせていただきます。

分別にかかわる資料の充実ということで、カレンダー等に添付してはいかがかというお話です。もちろんごみの減量・資源化には、市民の方に正しい理解をしていただく必要がございますので、そのために、毎年発行していますごみの区域別収集日程のカレンダーにも、こういった分別にかかわる内容ですとか、排出方法等を記載しているところです。

ただ、文字が小さいというようなご意見もありまして、今年度からページ数を4ページふやして、文字をできるだけ大きくして、わかりやすい紙面を心がけているところでございますので、そういったご意見もいただきながら、よりわかりやすく、理解しやすいような紙面づくりを引き続きやっていきたいと考えております。

また、市内の小学校4年生を対象に、学校へ職員がパッカー車で出向いて、ごみの体験学習というものもやっています、ごみの分別やリサイクル方法等を説明しております。その際に、ごみに関する疑問をまとめた「ごみと資源のなぜ？」というチラシを配らせていただいております。こういったものを持ち帰っていただいて、各家庭でごみに対する認識を高めていただいて、ごみの分別にご協力いただけるように努めているところでございます。

○横田会長 まぜてはいけないものが、何か漫画チックにあるといいかもしれませんね。これとこれは絶対にまぜて出してはいけません。こういうものがまじってはいは収集してもらえませんかというようなシナリオがあるといいと思うのですね。

ほかにございましょうか。——特にないようでしたらば、これで議題及び報告を終了いたします。

(3) その他

○横田会長 次に、その他に移りますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。その他何でも結構です。

では、事務局から何かございますか。

○寒河江主幹 それでは、事務局からお知らせを3点させていただきたいと思います。

まず1点目は、廃棄物減量等推進審議会の委員の募集についてでございます。現在委員を務めていただいている第16期の皆様の任期は2025年（令和7年）3月31日で満了となるものでございます。次の令和7年度・8年度の任期を務めていただきます第17期の審議会委員の市民公募を行うため、藤沢市の広報の11月25日号で募集を行う予定としております。

募集期間は12月10日から1月9日の予定で、公募する市民委員の人数は、今回と同様の5名となっております。

委員の募集についてのお知らせは以上となります

続きまして、2点目は、リユースイベント開催についてでございます。1月のこの審議会で本市桐原にあるリサイクルプラザ藤沢で実施しましたリユースイベントについてご報告させていただきましたが、今年度も同じくリサイクルプラザ藤沢で開催するものでございます。昨年度との違いは、回収品目を2種類ふやしたことでございます。

日時は11月4日（月）・祝日で、午前9時から11時までの2時間となっております。

チラシもお配りしておりますけれども、ぜひお知り合いの方にもご案内していただければと思っています。

最後、3点目です。ふじさわ環境フェアの開催についてのご案内となります。チラシとしては、カラーのチラシがお手元にあると思います。

環境フェアについては、環境保全や地球温暖化防止をテーマに、市民、事業者、大学、行政が協

働し、子どもから大人まで楽しみながら学べるイベントとして開催しているものでございますけれども、今年度は11月9日（土）に開催をいたします。

今回の環境フェアのテーマは、初めて市民公募によるものでございまして、「地球にCOOLなそよ風を～今日の気づきが未来を変える～」に決定しております。

また、同時開催で、子ども服の譲渡会、リユースイベントも行いますので、ぜひ委員の皆様もご来場いただきたいと思いますっております。

事務局からのお知らせは以上となります。

○横田会長 ほかに何かありますか。

なければ、審議会はこれで終わります。事務局、お願いいたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

○古澤参事 横田会長、ありがとうございました。

それでは、本日の審議会につきましてはこれで終了させていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

なお、次回第3回の審議会につきましては、年明け1月の中旬ごろを予定してございます。改めて日程を確定いたしまして、通知文等、お手紙でお知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

午後3時44分 閉会